

川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」）第19条に基づき、（仮称）川崎市高津区下作延計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。  
※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

基本的事項	指定開発行為者	東京都港区芝浦二丁目5番1号 あすか製薬株式会社 代表取締役社長 山口 惣大 東京都中央区京橋三丁目13番1号 大成有楽不動産株式会社 マンション事業本部長 糺 幸男
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎市高津区下作延計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区下作延五丁目1575番1他
	指定開発行為の目的	造成事業、共同住宅建設事業
	指定開発行為の内容	区域面積：約37,723㎡（造成事業（開発区域面積）） 区域面積：約12,778㎡（共同住宅建設事業） 延べ面積：約30,799㎡（共同住宅建設事業）
	指定開発行為の施行期間	令和6年1月～令和8年3月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年6月14日（水）～令和5年7月28日（金）
	縦覧場所及び時間	高津区役所（1階）・多摩区役所（10階）・環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分～午後5時。土・日曜及び祝日は除く。ただし高津区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 ※縦覧開始日（6月14日）は、正午から縦覧を行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、アセス条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 <b>1 意見書を提出できる方</b> 環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出することができます。 <b>2 意見書に記載していただく内容</b> 条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 <b>3 提出された意見書の取扱い</b> (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報情報を伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 (2) 指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者（事業者）が作成する条例見解書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載いただいた個人情報情報は、内容確認に利用することがあります。個人情報情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 <b>4 意見書の提出方法</b> 下記提出先まで郵送、持参又は本市ホームページから御提出をお願いします。 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。 <b>5 意見書を提出できる期間</b> 条例準備書の縦覧期間中（令和5年6月14日から令和5年7月28日まで） ※郵送の場合は、令和5年7月28日消印有効
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">検索 川崎市 アセス図書の公表</a>  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。